

## 特定機能病院の承認要件の見直しに係る論点と意見

### 1. 高度の医療の提供について

- 特定機能病院は、今後の高齢社会を踏まえ、多分野にわたる総合的な対応能力を有しつつ、かつ専門性の高い医療を提供し、また、「地域医療の最後の拠り所」としての役割を担うことから、その承認要件としては、どのようなものが適当か。

例えば、必須とする診療科目の設置及び専門医の配置など

(論点に係る意見)

- ・ 高齢社会を迎え、複数の疾患・病態をもった患者に対する高度な医療を提供する場合、高度な専門性の高い医療を実施していく上で、それをカバーできるだけの複数の診療科が必要という意味の総合性が求められる。
- ・ 医療は常に進歩しており、承認要件を絶えず見直していくという観点が必要。
- ・ 最後の拠り所となるような病院が、現状では各県に必要。
- ・ 地域差はあるものの、1県1大学病院が設置されて県の医療レベルが飛躍的に向上したという現実がある。
- ・ 特定機能病院を通して、全国の医療の均てん化を図っていくという役割もある。

- 特定機能病院がその機能を適切に果たせるよう紹介制を高めていくべきではないか。そのためには、承認要件である紹介率や算定式をどのように見直したらよいか。

(論点に係る意見)

- ・ 患者の立場からすると、特定療養費を払ってでもかかりたいということも踏まえた検討が必要。

### 2. 高度の医療技術の開発及び評価について

- 現在、「高度の医療技術の開発及び評価」についての承認要件を、病院に所属する医師等が発表した論文の数で設定しているが、今後、その質を問う観点で見直してはどうか。

例えば、臨床研究論文の件数、インパクトファクターの高い学術雑誌への掲載件数など

(論点に係る意見)

- ・ 3つの機能のうち、「高度の研修」と「高度の医療技術の開発と評価」に係る要件が手薄いのではないか。

- ・ 論文について、数の視点と質（インパクトファクター）の視点の両方が必要。

### 3. 高度の医療に関する研修について

- 現在、「高度の医療に関する研修」についての承認要件を、専門的な研修を受ける医師及び歯科医師の人数で設定しているが、今後、高度の医療を継続して提供する人材養成の体制を確保する観点で見直してはどうか。

例えば、指導医の配置など

（論点に係る意見）

- ・ 3つの機能のうち、「高度の研修」と「高度の医療技術の開発と評価」に係る要件が手薄いのではないか。
- ・ 医療従事者の養成を、卒前教育から資格取得後の高度な教育研修まで、首尾一貫して明確なビジョンを持って行うことができる施設が本来ふさわしいのではないか。

### 4. その他

- その他に要件の見直しは考えられるか。また、承認後の評価のあり方をどうするか。

例えば、安全管理体制など

（論点に係る意見）

- ・ リスクも高まることから、医療安全のしっかりした整備が必要。
- ・ 地域連携部門の設置を要件に加えてはどうか。在宅医療等の地域連携を適切に行うことを要件に加えてはどうか。
- ・ 国の基本的な計画に則するという視点も大事ではないか。
- ・ 特定機能病院を通して、全国の医療の均てん化を図っていくという役割もある。
- ・ 特定機能病院がどんどん増えるとなると限られた財源の中で厳しくなる。貴重な医療資源の配分も考えるべき。
- ・ 医療法が最低基準を求めるものであるとすれば、技術進歩や地域格差というものにどう対応するのかという観点から、現行制度の枠組みのあり方に関する議論はあり得るのではないか。
- ・ 診療を受ける患者や国民が、その提供する医療の内容をイメージできるようにすべき。